

**宮崎県防災救急ヘリコプター「あおぞら」機体及び装備品一式の
売却に係る一般競争入札（条件付）質疑応答【R8.6.26時点】
※機体搬出に関する作業可否**

質 問	回 答
<p>機体搬出作業に関し、格納庫及びエプロン内における下記作業の可否を御教示願いたい。</p> <p>【1 エプロン内における作業範囲】</p> <p>①メインローターブレード、テールローターブレード、マスト、テールブームの取外し及び梱包作業 ②予備部品の梱包作業 ③上記部品の梱包箱の現物合わせでの製作作業</p>	<p>10月20日（火）から30日（金）までの期間のうち約1週間以内で、格納庫の中、および格納庫の西側に隣接する舗装面で作業が可能である。なお、格納庫南側のエプロンへの立入は不可能である。</p> <p>①メインローターブレード、テールローターブレード、エレベータは取外し済み。 マスト、テールブーム等の取外しについて、落札者の整備士により格納庫内で作業して頂くことが可能。 ハイスキッドの取外しおよび前胴のトレーラーへの荷揚げについては、落札者から対応可能な業者への手配を紹介するので、格納庫の西側舗装面にてクレーン車の作業が可能。 梱包作業は、落札者から対応可能な業者への手配を紹介するので、格納庫内で実施可能。</p> <p>②予備部品の梱包について、対応可能な業者にて格納庫内で実施可能。</p> <p>③梱包箱の製作について、対応可能な業者にて格納庫内で実施可能。</p>
<p>【2 現地設備の使用】</p> <p>①天井クレーンの有無及び借用 ②フォークリフトの有無及び借用 ③上記設備借用が不可の場合における、敷地内へのラフタークレーン入場</p>	<p>格納庫の天井クレーンの使用は可能である。落札者による保険加入のこと。</p> <p>①有資格者による天井クレーンの使用が可能。</p> <p>②フォークリフトの使用については、落札者から対応可能な業者への手配を紹介する。</p> <p>③格納庫隣接の舗装面に、ラフタークレーンを入場させることは可能。</p>
<p>【3 機体搬出時および部品取卸し時における貴隊整備士による作業支援（補助業務等）】</p> <p>①メイン・テールローターブレード、マストの取卸し ②機体吊り上げの際の吊り上げ</p>	<p>本県整備士による支援は予定しない。</p> <p>①メイン・テールローターブレードは、取外し済み。 マストの取卸しは、落札者の整備士により実施して頂く。</p> <p>②機体（前胴）の吊り上げ作業について、落札者から対応可能な業者への手配を紹介するので、格納庫隣接の舗装面にてクレーン車の作業が実施可能である。</p>

※格納庫や天井クレーン、設備等に対する保険のため、航空機保険のTPL（第三者賠償）を付帯すること